

大阪府勤労者山岳連盟規約

第1章 総則

第1条 この連盟は、日本勤労者山岳連盟(略称「労山全国連盟」)の大阪府における地方連盟で、大阪府勤労者山岳連盟(略称「大阪労山」)とよび、事務所を大阪市東成区東小橋 2-1-1 東野ビルにおく。

第2章 加盟団体

第2条 労山設立趣意書及び本規約を承認し、所定の手続きを取り、大阪労山の承認を受けたものは加盟団体となる。

第3条 大阪労山に加盟した団体は、同時に労山全国連盟の構成団体となる。

第4条 この連盟への加盟団体は、その代表を選出し連盟の諸活動に参加する。ただし、督促の上、連盟費を年度内に納入なき場合は加盟団体の資格を失う。

第3章 目的と活動

第5条 (1) 登山を広く市民のものとし、加盟団体相互の交渉を図り、健全なる登山思想を及び技術の普及と発展をはかることを目的とする。

(2) 大阪府連盟はその遭難対策活動の一環として、遭難救助資金規約を別に定める。

第6条 この連盟は前条の目的を遂行するために次の諸活動を行う。

(1) 登山思想と登山技術を高めるための登山学校、登山教室等の開設。

(2) 加盟団体の指導と援助・加盟団体の交流。

(3) 未組織地域に運動を広める活動。

(4) 機関誌紙の発行。

(5) 遭難防止の諸活動。

(6) 関係団体、業者、機関などとの提携。

(7) 新スポーツ連盟など諸団体との交流を深める。

(8) その他

第4章 機関

第7条 (1) 連盟に次の機関をおき、連盟の諸活動をすすめる。

(2) この連盟の議決機関として総会、理事会、執行機関として常任理事会をおく。

(3) この連盟の目的を遂行するため各種の専門部、専門委員会を設置することができる。

第8条 (1) 総会は、この連盟の最高議決機関であり、年1回会長が招集する。

(2) 総会は会長、副会長、常任理事及び加盟団体で選出された代議員で構成され、代議員の過半数の出席で成立する。総会の議決は出席代議員の過半数で行う。委任状は議長宛てで、会議の多数意志に従うものとし、総会の成立要件に含める。

(3) 会長は必要に応じて臨時に総会を招集することができる。また、加盟団体の1/3以上の要請があった時は、会長は総会を招集しなければならない。

(4) 総会代議員は、常任理事会で定める一定の比率により選出されるものとする。

第9条 (1) 理事会は総会に次ぐ議決機関で、年2回以上理事長が招集する。

(2) 理事会は理事の1/3以上の要請があれば開かねばならない。

(3) 理事会は、加盟団体を代表する理事で構成し、その過半数の出席により成立する。

(4) 理事会の議決は、出席理事の過半数による。委任状は議長宛てで、会議の多数意志に従うものとし、理事会の成立要件に含める。

第10条 (1) 常任理事会は、総会の決定にもとづき、日常業務を遂行する機関である。

(2) 常任理事会は日常業務の必要に応じて理事長の主管の下に随時開催される。

会長、副会長は常任理事会に出席し常任理事と同一の権限を有する。

第11条 事務局は理事長が総括し、連盟の運営に関する一切の事務を行う。

第12条 (1) 専門部、専門委員会は連盟の事務機関であり、その設置及び任務は理事会の承認を得て定める。

(2) 遭難対策の救助資金規約を別に定める。

第5章 役員

第13条 (1) この連盟に役員として、会長1名、副会長若干名、理事長1名、副理事長若干名、常任理事 専門部活動に必要な人数、会計監査2名をおく。

(2) 前項に定める役員のほか、会長は総会の議を経て、顧問若干名を委嘱することができる。

第14条 (1) 会長は、連盟を代表し、連盟の活動を総理する。

(2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時は、その職務を代行する。

(3) 理事長は、連盟の日常活動を総括し、副理事長はこれを補佐する。

(4) 常任理事は、連盟活動の日常業務の執行に当たる。

(5) 顧問は会長の委嘱に応える。

第15条 (1) この連盟の役員のうち、会長、副会長は総会で推挙される。任期は次期総会までとし再選は妨げない。

(2) 常任理事、会計監査は総会で選出される。任期は次期総会までとし再選は妨げない。

(3) 理事長、副理事長、事務局長、専門部長、専門委員長は常任理事会の互選により選出される。

(4) 事務局、専門部、専門委員会などは、役員でなくても常任理事会の議を得て参加できる。

(5) 連盟役員としてふさわしくない行動、任務を放棄したものは理事会の議を得て解任することが出来る。

第6章 財政

第16条 (1) この連盟の財政は、加盟費、会費、事業収入その他をもってあてる。

(2) この連盟の会費は総会で定める。総会に議案として提案されない時は、前期のとおりとする。連盟は、その財源の中から日本勤労者山岳連盟へ所定の分担金を納入する。

第17条 (1) この連盟の会計年度は2月1日より翌年の1月31日までし、会計報告は監査を受けたのち、定期総会のつど総会の承認を受けなければならない。

(2) 会計監査は、年1回以上行わねばならない。

第7章 その他

第18条 規約の改廃は総会の出席代議員の過半数の議決によらなければならない。

第19条 理事会、常任理事会は、この規約に定められていない問題については、趣意書、規約の精神にもとづき処理することができる。

附 則

(1) いったん納入した加盟費、連盟費、遭難救助資金は、連盟を脱退しても返済しない。

(2) 総会代議員は総会のおこなわれる3ヶ月前の納入会費の人員に比例して算出される。それ以後の新加入団体はオブザーバーで出席するものとする。

(3) この規約の改定は2006年3月12日より実施する。

1966年5月22日 制定

1979年3月11日 改訂

1988年3月3日 改訂

1990年3月4日 改訂

1999年3月14日 改訂

2004年3月14日 改訂

2005年3月13日 改訂

2006年3月12日 改訂